

議案第69号

静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第212条」を「第212条第3項」に、「第29条」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。